

2025年5月20日

ジャパンネクスト証券株式会社

株式(投資口)分割に伴うPTS制度信用取引の取扱い(権利処理)について

2025年5月31日を基準日(実質上の基準日5月30日(金))として株式(投資口)分割を行う銘柄において、権利落日5月29日以降もPTS制度信用取引を継続する場合の取扱い(権利処理)については、下記のとおりとなりますのでお知らせいたします。

記

(1) 分割比率に応じた買付(売付)数量及び買付(売付)価格の調整による権利処理を行う銘柄

銘柄 (コード)	売買単位	分割比率	買付(売付) 数量の調整 比率(a)	買付(売付) 価格の調整 比率(b)
高千穂交易(株) (2676)	100株	1:2	2	2分の1
アクティビア・プロパティーズ投資法人 (3279)	1口	1:3	3	3分の1
日本プロロジスリート投資法人 (3283)	1口	1:3	3	3分の1
(株)ボーダールア (4413)	100株	1:2	2	2分の1
グローバルセキュリティエキスパート(株) (4417)	100株	1:2	2	2分の1
ダイイト(株) (4577)	100株	1:2	2	2分の1
ミガロホールディングス(株) (5535)	100株	1:2	2	2分の1
(株)イクヨ (7273)	100株	1:10	10	10分の1
(株)ヤマタネ (9305)	100株	1:2	2	2分の1

(注)売買単位の整数倍の新株式(投資口)が割り当てられる(株式(投資口)の分割の比率が整

数の)株式(投資口)の分割が行われる銘柄が対象となります。

上記銘柄の権利落日の前日における PTS 制度信用取引の未決済勘定については、権利落日をもって、当該銘柄の買付(売付)数量は、上表(a)を乗じた数量に、買付(売付)価格は、上表(b)を乗じた価格に調整することとします。

なお、分割比率に応じて調整する権利処理が行われた場合の新株式(投資口)に係る買付代金又は売付有価証券の貸付けは、株式(投資口)分割の対象となった株式(投資口)の買付け又は売付けが成立した日の6か月目の応当日から起算して3日目の日を超えて繰り延べることはできませんので、念のため申し添えます。

以上